



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年4月26日(金) 第9694号

目次

| | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○水防警報を行う河川名及びその区域の指定(河川課) | 2 |
| 人事委員会規則 | |
| ○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 人事委員会公告 | |
| ○平成31年度群馬県職員採用I類試験(大学卒業程度)等の実施 | 4 |
| ○平成31年度群馬県職員採用試験(社会人経験者)の実施 | 6 |
| 落 札 | |
| ○落札者等の決定(税務課) | 8 |
| ○同(教育委員会管理課) | 9 |
| ○同(警察本部会計課) | 9 |

■ 告 示

◎群馬県告示第104号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川名及びその区間を次のとおり指定した。

平成31年4月26日

群馬県知事 大澤 正 明

| 水系名 | 河川名 | 区 域 | 所管土木 事務所名 |
|-----|-----|--|--------------|
| 利根川 | 新堀川 | 左岸 邑楽郡邑楽町赤堀 （逆川合流点） 自 右岸 ” 至 谷田川合流点 | 館 林 |

■ 人事委員会規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十一号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の七第二項第二号中「又は土屋文明記念文学館」を「土屋文明記念文学館又はスポーツ振興センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条の七第二項第二号の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

■ 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成31年度群馬県職員採用Ⅰ類試験（大学卒業程度）及びⅡ類試験（短期大学卒業程度）を次のとおり行います。

平成31年4月26日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

1 試験区分及び採用予定人員

- (1) Ⅰ類試験 行政事務（64名程度）、森林（5名程度）、農業（8名程度）、水産（1名程度）、化学（1名程度）、設備（4名程度）及び総合土木（13名程度）
- (2) Ⅱ類試験 警察事務（7名程度）及び学校事務（8名程度）

2 職務内容

- (1) Ⅰ類試験 行政事務は、知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。行政事務以外の試験区分の職種は、知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。
- (2) Ⅱ類試験 警察事務は、警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。学校事務は、県立学校又は市町村立の小・中・特別支援学校等に勤務し、学校事務（学校図書館事務を含む。）に従事します。

3 受験資格**(1) 年齢等**

ア Ⅰ類試験は、次のいずれかの条件を満たす人

(ア) 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人

(イ) 平成10年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成32年3月31日までに卒業する見込みの人

b 群馬県人事委員会がaに掲げる人と同等の資格があると認める人

イ Ⅱ類試験は、平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 平成31年6月23日（日）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）

群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）

群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）

(2) 第2次試験

ア I類試験 平成31年7月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第1次試験の合格通知書で通知します。）

イ II類試験 平成31年7月中旬から同年8月上旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第1次試験の合格通知書で通知します。）

(3) 第3次試験 I類試験のみ実施。平成31年8月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第2次試験の合格通知書で通知します。）

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

イ 専門試験（択一式。II類試験では、実施しません。）

(2) 第2次試験

ア I類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）

イ II類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験

(3) 第3次試験（I類試験のみ行います。）

人物試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 提出書類 申込書

(2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）及びぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「I類試験案内請求」又は「II類試験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封して、群馬県人事委員会事務局（前橋市大手町一丁目1番1号）まで請求してください。

(3) 申込手続

ア インターネットによる場合 職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に62円分の切手を貼り、群馬県人事委員会事務局に郵送してください。

郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「I類試験〇〇申込」又は「II類試験〇〇申込」（〇〇には、行政事務、警察事務等の試験区分を記入）と書いてください。

(4) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、平成31年5月9日（木）から同月23日（木）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、平成31年5月9日（木）から同月24日（金）までです。同日までの消

印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(5) 受験票の送付

ア インターネットによる場合 ぐんま電子申請受付システムにより平成31年6月7日（金）頃受験票を発行します。同月14日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）にお問い合わせください。

イ 郵送による場合 平成31年6月7日（金）頃受験票を郵送します。同月14日（金）までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）にお問い合わせください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、平成32年4月1日の予定です。

8 給与（行政職給料表の適用者の場合）

(1) I類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては、185,700円です。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

(2) II類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては182,400円、短期大学卒業者にあつては165,700円です。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他 申込書提出後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成31年度群馬県職員採用試験（社会人経験者）を次のとおり行います。

平成31年4月26日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（7名程度）、森林（2名程度）、農業（2名程度）及び総合土木（3名程度）

2 職務内容

(1) 行政事務 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。

(2) 森林、農業、及び総合土木 知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 年齢等 昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で、平成31年7月31日の時点において、5年以上の職務経験を有する人（職務経験は、人事委員会が定める要件を満たすものに限りま。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ウ 現在、群馬県の職員である人（非常勤職員及び臨時職員を除く。）

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 平成31年9月29日（日）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）

群馬県立前橋商業高等学校（前橋市南町四丁目35番地の1）

(2) 第2次試験 平成31年10月26日（土）又は同月27日（日）に群馬県庁で実施の予定

(3) 第3次試験 平成31年11月23日（土）又は同月24日（日）に群馬県庁で実施の予定

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

イ 専門試験（択一式。森林、農業及び総合土木のみ実施）

(2) 第2次試験

ア 人物試験

イ 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）

(3) 第3次試験 人物試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 提出書類 申込書

(2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）及びぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「社会人経験者採用試験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封して、群馬県人事委員会事務局（前橋市大手町一丁目1番1号）まで請求してください。

(3) 申込手続

ア インターネットによる場合 職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に62円分の切手を貼り、群馬県人事委員会事務局に郵送してください。

郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「社会人経験者試験〇〇申込」（〇〇には、行政事務等の試験区分を記入）と書いてください。

(4) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、平成31年7月8日（月）から同年8月19日（月）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、平成31年7月8日（月）から同年8月20日（火）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(5) 受験票の送付

ア インターネットによる場合 ぐんま電子申請受付システムにより平成31年9月13日（金）頃受験票を発行します。同月20日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

イ 郵送による場合 平成31年9月13日（金）頃受験票を郵送します。同月20日（金）までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、平成32年4月1日の予定です。

8 給与 この試験に合格して採用された人の給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年群馬県人事委員会規則第4号）の規定に基づき決定します。

なお、このほか地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他 申込書提出後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月26日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県税電算総合システム保守運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部税務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 随意契約に係る契約金額 872,741,823円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月26日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県生徒情報管理システム一式（県立高校統一版）の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 随意契約に係る契約金額 293,008,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

次のとおり落札者を決定した。

平成31年4月26日

群馬県警察本部長 松坂 規生

- 1 落札に係る物品等の名称 交通安全施設保守点検等業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 日信電子サービス株式会社群馬営業所 群馬県高崎市井野町1122-1
- 5 落札金額 103,680,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成31年2月12日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
